

第 7 1 回福島県総合体育大会スキー競技会要項

1 開催の趣旨表彰

福島県総合体育大会は、県民総参加の体育大会を通してスポーツに親しみ、スポーツ精神の高揚に努め、健康増進と体力の向上を図り、本県スポーツの振興と文化の発展に寄与するとともに、県民生活をより明るく豊かにしようとするものである。

2 主 催 (公財) 福島県体育協会 福島県 福島県教育委員会 福島県スポーツ推進委員連絡協議会
福島県スポーツ指導者協議会 福島県高等学校体育連盟 福島県スポーツ少年団
福島県中学校体育連盟 猪苗代町教育委員会

3 主 管 福島県スキー連盟

4 開 催 地 猪苗代スキー場 猪苗代町クロスカントリーコース 山形県蔵王ジャンプ台

5 日程及び種目 別紙日程表のとおり

6 参加資格

(1) 選手・役員は全日本スキー連盟のアマチュア規定に定められたアマチュアであること。

(2) 選手は2019年(平成31年)度全日本スキー連盟の登録会員であること。

(3) 成年・少年とも平成30年10月10日以前から引き続き県内に常住または勤務(在学)している者であること。

(4) 選手は必ず健康診断を受けて健康であることを証明された者であること。種目別の参加資格については次のとおりである。

① 成 年

ア 平成12年4月1日以前に生まれた者で、その所属は旧住所(住民登録がなされており、しかも平成30年4月30日以前から引き続き日常生活をしているところ)または勤務地のいずれか一ヶ所とする。なお、大学生は所属学部所在地、高等学校または高等学校卒業の都道府県から参加できる。

イ 成年男子の種目別における参加資格は次のとおりである。

A: 平成4年4月2日以降、平成12年4月1日以前に生まれた者。

B: 昭和59年4月2日以降、平成4年4月1日以前に生まれた者。

C: 昭和59年4月1日以前に生まれた者。

ウ 成年女子の種目別における参加資格は次のとおりである。

A: 平成6年4月2日以降、平成12年4月1日以前に生まれた者。

B: 平成6年4月1日以前に生まれた者。

② 少 年

平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者。

別記1 [国民体育大会ふるさと選手制度]

- (1) 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項[本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)]に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - ア 居住地を示す現住所
 - イ 勤務地
 - ウ ふるさと
- (2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- (3) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- (4) 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準細則第3項-(1)-1-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- (5) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用する選手は2回までとする。
- (6) 参加は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申し込み締め切り期日までに、(公財)福島県体育協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- 1 以下の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(開催基準要項細則第3項-(1)-1-③)に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居先した時点に応じて以下の、手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する(公財)福島県体育協会及び福島県スキー連盟に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた(公財)福島県体育協会及び福島県スキー連盟は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する(公財)福島県体育協会及び福島県スキー連盟に対し、その旨報告し了承を得ること。
 - 2 本特例を受ける当該大会において参加することができる都道府県は次のとおりである。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定をしている場合
 - イ 当確参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定をしている場合
 - ウ 当確参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先した時点において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合
- 上記以外各競技種目団体が明示したとおりとする。
- (4) アルペン種目については、少年(チルドレン含む)および成年ともに各カテゴリーのルールに基づいたマテリアルの使用を原則とする。ただし、成年男子Cおよび成年女子Bではラディウス30m未満の使用も認めるが、その場合は表彰および国体出場選手選考の対象としない。

- 7 表 彰 団体、個人とも優勝チーム、優勝者に賞状とメダル、2位・3位の入賞チーム、入賞者には賞状を授与する。
- 8 競技規定 全日本スキー連盟競技規則最新版による。

9 参加申込方法

- (1) 申込締切 平成30年12月20日(木)17時(クロスカントリー)
平成31年1月4日(金)17時(アルペン)

- (2) 申込様式 福島県スキー連盟所定の様式による。

個票は、区分ごと、成年A,B,C、少年、男女別に、一枚ずつ記入ください。

- (3) 申込先 ☎969-3133 福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字中島26-2
第71回福島県総合体育大会スキー競技会事務局 (☎0242-62-4504)

- (4) 参加料 3,500円(振込み票の写しを添付のこと。)

参加料振込先 大東銀行猪苗代支店(普通預金)1287038
福島県スキー連盟 県総体スキー大会
理事長 阿部幸喜

※現金書留での申し込みも受け付けます。

- (5) 抽 選 平成31年1月7日(月)大会事務局で行う。

アルペン種目については、SAFポイントを採用する

- 10 宿 泊 希望により斡旋する。

11 国体選手の選考について

- (1) 国民体育大会の総則5並びに第73回国民体育大会スキー競技会実施要項により原則として本大会に出場した優秀選手をもって有資格者とし選考する。
- (2) 福島県スキー連盟が認めた選手は、選考することができる。
- (3) 次に該当する選手は、選考されない。

- ・ 第72回国民体育大会スキー競技会(都道府県予選会を含む)に本県以外の都道府県を代表して参加した者。ただし、平成28年度に、学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者及び結婚、離婚により所属を変更した者はこの限りでない。

12 大会参加について

- (1) 監督会議にはチーム代表は必ず出席すること。
- (2) アルペン種目参加選手は、当日8時までに猪苗代スキー場に集合し、ゼッケンを受け取ること。
- (3) アルペン種目並びにジャンプ種目参加選手は、ヘルメットを必ず着用すること。
- (4) アルペン種目参加選手は、SAF競技者管理登録をすることが望ましい。
- (5) 参加者が競技中に負傷した場合は、主催者において応急処置をするが、その後の責任は負わない。
- (6) 申込一覧表には、必ず大会中の連絡先または宿舎名(電話番号等も)を記入のこと。